

「將軍ノ代」の枠組み： 『太平記』卷十八の構成と展開

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 谷垣, 伊太雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4633

「將軍ノ代」の枠組み

—『太平記』卷十八の構成と展開—

谷 垣 伊 太 雄

一

という条件を付けたのであった。

延元元年（建武三年・一三三六）五月、楠正成の提案に対し、坊門清忠を介して「帝都ヲ捨て、一年ノ内ニ一度マデ山門ヘ臨幸」

する事を「且ハ帝位ヲ輕ズルニ似リ」と却下の姿勢を示した後醍醐

天皇であったが、正成の死後に、結局は山門（比叡山）へ移らざる
をえなかつた。

やがて、足利軍・官軍（新田軍）の、比叡山・京都をめぐる攻防
戦が膠着状態となつた中で、「龍駕ヲ九重ノ月ニ被レ廻、鳳曆ヲ万
歳ノ春ニ被レ複候ヘ」という足利尊氏の要請を受諾し、後醍醐帝は
京都に還幸する。

ただ、後醍醐帝自身は、京都への還幸と平行する形で新田義貞に
提示した北国行きが、義貞にとつて「却テ朝敵ノ名ヲ得」ることを
察知したゆえに、「春宮ニ天子ノ位ヲ譲テ、同北国ヘ下シ奉ベシ」

ところが、京都に戻った帝は直ちに花山院に幽閉され、本間孫四郎や道場坊助注記祐寛は斬首となり、北国へ向かつた新田勢の中に

も多数の凍死者が出てしまう。

このような、卷十六・卷十七の状況を踏まえての卷十八は、次の
ような章段から成る。

- 一、先帝潛幸芳野事
- 二、高野与根来不和事
- 三、瓜生挙旗事
- 四、越前府軍并金崎後攻事
- 五、瓜生判官老母事并程豐杵臼事
- 六、金崎城落事
- 七、春宮還御事并一宮御息所事
- 八、比叡山開闢事

近辺から軍勢も集まり、方々の寺社の衆徒・神官も協力の姿勢を見せた中で、「根来ノ大衆ハ一人モ吉野ヘ参」向しなかつたこと、その背景としての、高野山と根来寺との「確執」の歴史的説明が第二章となっている。

第三章から第七章は、再び（巻十七に統一）北陸地方の官軍の戦況を中心とする叙述となる。第三章では、瓜生判官保の動きが描かれる。「吉野ノ帝ヨリ被成タル綸旨」を亘理新左衛門が誓に結びつけて泳いで金崎城に伝えたことにより、瓜生判官は「兄弟一二成テコソ、兎モ角モ成メト思返シテ」宇都宮美濃將監・天野民部大輔を同心者とし、高越後守を欺き袖山城に帰る。瓜生兄弟達は、新田義治を大将として一月八日に挙兵する。それに対して、高越後守師泰は「能登・加賀・越中三箇国ノ勢六千余騎」を袖山城へ進攻させる。十一月二十三日の夜半、城に近付いた寄手に対し、「兼テ案ノ図ニ敵ヲ谷底ヘ帶キ入テ、今ハカウ」と判断した瓜生は「野伏三千人ヲ後ノ山ヘアゲ、足軽ノ兵七百余人左右ヘ差回シテ」迎撃し、師泰勢を敗走させる。

形勢が逆転していくのが第四章。十一月二十八日、足利尾張守高経が三千余騎を率いて越前の国府に戻ったところを、瓜生の三千余騎が二十九日に攻略。

延元二年（一一三三七）一月十一日、新田義治は、里見伊賀守を大將とし、五千余騎を金崎城支援軍として派遣。一方、高師泰も「兼テ用意シタル事」として、今河駿河守を大將とする二万余騎で迎撃する。里見勢が敗北する過程で、瓜生保・義鑑房兄弟が討死を決意したのを見て、その弟の源琳・重・照の三人が「共ニ討死セント取テ返シ」たところ、義鑑房は「尻目ニ睨デ」「アラ、カニ」三人を制止し、里見・瓜生保とともに討死してしまう。

以上の第四章についての解説をなすのが第五章である。袖山城へ引き返した里見軍は、大將の里見伊賀守以下「討死スル者五十三人、蒙レ疵者五百余人」であつたため、「啼哭スル声家々ニ充満」という様相を呈した。ところが「瓜生判官ガ老母ノ尼公」だけは「敢テ悲メル氣色モナ」く、大將である新田義治の前に進み出て「判官ガ伯父・甥三人ノ者、里見殿ノ御供申シ、残ノ弟三人ハ、大將ノ御為ニ活残リテ候ヘバ、歎ノ中ノ悦トコソ覚テ候ヘ。元来上ノ御為ニ此一大事ヲ思立候ヌル上ハ、百千ノ甥子共ガ被討候共、可レ歎ニテハ候ハズ」と涙ながらに語りつつ酒盃を献じたため、「機ヲ失ヘル軍勢モ、別ヲ歎ク者共モ、愁ヲ忘レテ勇ミヲナ」したのであった。

老母の健気な態度の前提となつてゐる義鑑房達の討死が「是モ古ヘノ義ヲ守リ人ヲ矩トセシ故也」と記され、程嬰・杵臼の故事（討死する智伯から後事を託された二人の臣は相談をした上で、杵臼は自分の子を智伯の遺児に仕立てて山に隠れ、程嬰は智伯の遺児を我が子として養育しつつ「亡君智伯が孤三歳ニナル此ニアリ。杵臼が養育深ク隱匿タル所我具ニシレリ」という情報提供をすることで趙

盾に出てする。やがて、発見された杵臼は「亡君智伯ノ孤軍命拙シテ謀已ニ顯レヌ」と叫んで、我が子を殺し自らも死ぬ。高官に取り立てられた程顥は、智伯の子の成長とともに挙兵をして趙盾を滅ぼす。趙王から大禄を与えられようとした時、それを辞退した程顥は、杵臼の墳墓の前で自害した（の引用があり、保・義鑑房兄弟の討死が「古ヘノ程要・杵臼ガ振舞ニモ劣ルベシトモ云ガタシ」と結ばれる。

第六章では、金崎城の陥落が凄惨な形で語られる。寄手を追い払うために仙山城へ移った新田義貞・脇屋義助が出撃できずに二十日以上経過するうちに、金崎城は「馬共ヲモ皆食尽シテ、食事ヲ断ツ事十日許ニ成ニケレバ、軍勢共モ今ハ手足モハタラカズ」という状況になってしまいます。それを察知した「大手・搦手十万騎」は「三月六日ノ卯刻」に一齊攻撃を開始する。城側は「余リニ疲レテ足モ快立ザリケレバ、二ノ木戸ノ脇ニ被射殺伏タル死人ノ股ノ肉ヲ切テ、二十余年ノ兵共一口ヅ・食テ、是ヲ力ニシテ」戦うという限界的状況を示し、最終的には、新田義顥・一宮（尊良親王）に続いて三百人以上が自害を遂げる。

その中で、「元来力人ニ勝テ水練ノ達者」であった氣比大宮司太郎は、春宮（恒良親王）を乗せた小舟の綱を身体に結びつけ「海上三十余町」を泳いで、春宮を蘇木浦まで送り「怪シゲナル浦人ノ家」に預けた上で、自分は引き返し、先に自害した父の上に「自我首ヲ搔落テ片手ニ提、大膚脱ニ成テ」死ぬ。

第七章では、まず、捕えられた春宮が、足利尾張守から、義貞・

義助の死骸が発見できぬ事について尋問された時、「幼稚ナル御心ニモ」戦況を考えて「手ノ者共ガ役所ノ内ニシテ火葬ニスルトコソ云沙汰セシカ」と虚偽の説明をした事が記される。

次に、春宮が「張輿」で京都に送還され「樓ノ御所」に幽閉の身となつたこと、新田義顥の首が大路を引き廻しの上、獄門に懸けられたこと、一宮の首が夢窓国師に送られ葬儀が行われたことが短く述べられる。

その後に、「サテモ御匣殿ノ御歎、中々申モ愚也。此御匣殿ノ一宮ニ参リ初給シ古ヘノ御心尽シ、世ニ類ナキ事トコソ聞ヘシカ」という一文から始まり、一宮（尊良親王）とその御息所との出会い、結婚、その後の一宮の配流による別離、後の再会、そして、一宮の自害から、葬儀の記述へと再び戻り、御息所が一宮の「御中陰ノ日数木レ終先ニ、無レ墓成セ給ヒケレバ、聞人毎ニ押並テ、類ヒ少ナキ哀サニ、皆袂ヲゾ濡シケル」と締め括られる長文の哀話が插入される。

第八章は、金崎城の落城による諸国の宮方の衰退の一方で、「天下將軍ノ威ニ隨フ事、宛如^ミ吹風靡草木」という状況が確認され、「高・上杉ノ人々」が「山門又如何ナル事ヲカシ出サンズラン」と懸念し「山門ヲ三井寺ノ末寺ニヤナス」「一円ニ九院ヲ没倒シ衆徒ヲ追出シテ、其跡ヲ軍勢ニヤ可^ミ充行」等と「將軍ノ御前に參ジテ評定シ」ている所へ玄慧（惠）法印がやって来た。高師直が法印について「此人コソ大智広学ノ物知ニテ候ナレバ、加様ノ事共モ存知候ハンズレ。此レニ山門ノ事、委ク尋問候ハ^ミヤ」と語り、將軍が

「法印此方へ」と呼び、法印は「四海静謐ノ事」を祝賀した上で「種々ノ物語」を始めた。すると、上杉伊豆守重能が「以前山門両度ノ臨幸ヲ許容申テ將軍ニ敵シ奉ル事無他事」。雖然武運合天命故ニ、遂ニ朝敵ヲ一時ニ亡シテ、太平ヲ四海ニ致候キ」とした上で「有テ無益ノ者ハ山門也。無テ可レ能山法師也。但山門無テハ叶マジキ故候哉覧」と、皮肉を込めた口調で発言した。法印は「言語道断ノ事ナリ。閉レ口去塞レ耳帰ラバヤ」と思ったものの「翻レ邪帰レ正事モヤアランズラン」と考え、山門（比叡山延暦寺）の由来を語る。そして、長い話の終わりに、「朝廷ニ有レ事日ハ祈之除災致福。

山門有レ訴時ハ傷レ之以レ非被レ理。爰ニ両度ノ臨幸ヲ山門ニ許容申タリシハ、一往衆徒ノ僻事ニ似テ候ヘ共、窮鳥入レ懷時ハ狩人モ袁レ之不レ殺事ニテ候。況乎十善ノ君ノ御持アランニ誰カ可レ不^レ与申^レ。譬バ其時ノ久執ノ輩、少々相残テ野心ヲ挿ミ候共、武将忘^レ其恨^レ、厚恩被^レ行^レ徳候者、敵ノ運ヲ祈ランズル勤ハ却テ一家ノ祈トナリ、朝敵ヲ蟲原セン心変ジテ、御方ノ御タメニ無^レ式者ト成リ候ベシ」と「内外ノ理致明カニ、尽^レ言」して語つたため、將軍足利尊氏・直義・高・上杉以下の武将達も「サテハ山門ナクテ、天下ヲ治ル事有マジカリケリト信仰シ」て、「旧領安堵ノ外ニ、武家増々寄進ノ地」を付け加えたのであった。

の時と同様に、再び「先帝」となる。この脱出劇は、「武家ノ許得テ只一人伺候シ」ていた刑部大輔景繁が、北陸を含む官軍の状況を踏まえ「天下ノ反覆遠カラジト、謳歌説満^レ耳ニ候。急ギ近日ノ間ニ、夜ニ紛レテ大和ノ方ヘ臨幸成候テ、吉野・十津川ノ辺ニ皇居ヲ被^レ定、諸国ヘ綸旨ヲ被^レ成下」、義貞ガ忠心ヲモ助ラレ、皇統ノ聖化ヲ被^レ耀候ヘカシ」と、勾当内侍を介して奏聞したところ、帝は「サテハ天下ノ武士猶帝德ヲ慕フ者多カリケリ。是天照太神ノ、景繁ガ心ニ入替セ給テ、被^レ示者也」と考え、実行を決意したものであった。

後醍醐帝は、元弘元年（一三三一）にも、京都を脱出し奈良を経て笠置に移ったことがあった（卷二）。しかし、その時は、大塔宮（護良親王）の提案に対し、帝は「只アキレサセ玉ヘル計ニテ、何ノ御沙汰ニモ及^レ玉ハズ」という反応であり、万里小路藤房の「兎角ノ御思案ニ及候ハバ、夜モ深候ナン。早御忍候ヘ」との勧めによつて「女房車ノ体ニ見セ」での脱出であった。それに対し、隱岐島からの脱出も体验している帝は、今回は自らが「明夜必寮ノ御馬ヲ用意シテ、東ノ小門ノ辺ニ相待ベシ」と指示した上で、「童部ノ跨開タル築地ノ崩ヨリ、女房ノ姿ニテ」の意志的脱出であった。

その過程では「俄ニ春日山ノ上ヨリ金峯山ノ嶺マデ、光物飛渡ル勢ヒニ見ヘテ、松明ノ如クナル光終夜天ヲ耀シ地ヲ照シ」たため、「行路分明ニ見ヘテ程ナク」賀名生に到着できたという奇瑞も語られる。^(注2)これは、元弘三年（一三三三）の隱岐脱出場面において「怪ゲナル男」が「主上ヲ軽タト負進セ」て港まで送り「君御一統ノ御

後醍醐天皇は、京都から吉野へ脱出することによつて、隱岐配流

時ニ、尤忠賞有ベシト國中ヲ被尋ケルニ、我コソ其ニテ候ヘト申者遂ニ無リケリ」という插話（巻七）に重なるものもある。

後醍醐帝が、吉水法印宗信の協力を得て、賀名生から「吉野へ臨幸」した事については、「若大衆三百余人」のほか「楠常刀正行・和田次郎・真木定觀・三輪ノ西阿」や紀伊国の「恩地・牲河・貴志・湯浅」らが「五百騎・三百騎、引モ切ラズ面々馳参」った結果、「雲霞ノ勢」に囲まれての臨幸であり、「聖運忽ニ開ゲテ、功臣既ニ顕レヌト、人皆歡喜ノ思ラナス」と記される。

ところが、『梅松論』^{〔注3〕}を見ると、「密ニ花山院殿ヲ出御、洛中

ノ騒動申計ナシ。此上ハ京中ヨリ御敵出来ヌトテ、急東寺警固ヲツカハサル、程ノ事也シ問、諸人甲ノ緒ヲシメケルクラヒニテ、將軍ノ御所ニ馳參」つたところ、將軍は「少モ御動ノ氣ナクシテ、宗ノ人々ニ対面アリテ被仰テ云、此間君花山院ニ御座ノ故ニ、警固申ス事、其期ナキニヨテ以ノ外武家ノ煩也。先代ノ沙汰ノ如ク遠国ニ遷シ奉バ、御恐有ベキ間、迷惑ノ処ニ、今ノ出御ハ大儀ノ中ノ吉事也。密事ニテ定畿内ノ山中ニ御座有ベキ歟。御進退ヲ覩慮ニ任テ自然ト落居ハ可然事也。運ハ天ノ定ル處也。淺智ノ強弱ニヨルベカラザル者カナトテ、押静テ御座有シ御氣色」であつたと記し、「誠ノ天下ノ將軍、武家ノ棟梁ニテ渡セ給ベキ御果報ナレバ、今更申モヨロカ也。大敵ノ君ヲニガシ奉テ驚タル御氣色見エサセ給ハザリシゾ不思儀ノ事ト申セシ」と書かれている。

山門から京都への還幸を、新田義貞は勿論「傍ノ元老・智臣」にも相談せず、直ちに決めた後醍醐帝について、「サテハ覩慮不レ浅

ト中セ共、欺クニ安カリケリ」（巻十七）と喜んだ尊氏にしてみれば、十一月二日に後醍醐帝から北朝の光明帝に神器が渡され^{〔注4〕}、十一月七日に「建武式目」の簽申を受けた後は、かつて後醍醐帝に対し「全ク君ニ向ヒ奉テ反逆ヲ企テシニ候ハズ、只義貞ガ一類ヲ」シテ向後ノ讒臣ヲコラサント存ズル計也」（巻十七）と主張してきたことと合わせて、さしあたつては、吉野の後醍醐帝と北陸の新田義貞とを分断した上で、新田攻撃に集中できる態勢を後醍醐帝から提供された形になつたわけでもあり、帝の吉野への脱出が「吉事」として受け止められたことになる。

第二章で、根来寺が後醍醐帝に協力的姿勢を見せなかつたことについては、覚鑓と高野衆徒との対立にまで時間を遡及させて語られる。覚鑓が「天狗共」のために「造作魔ノ心」を付けられ、鳥羽法皇の保護を受け堂舎・僧坊を造つたとする一方で、禅定に籠つた覚鑓上人を「高野ノ衆徒等」が襲撃した時には、不動明王の姿をした上人が「其身磐石ノ如クニシテ、那羅延ガ力ニモ動シ難ク、金剛ノ杵モ碎難」く見えたとし、「悪僧等」が投げつけた飛礫は「其身ニ不レ中、アラケテ微塵ニ碎去」つたとも描かれる。最後は「去バコソ汝等方打処ノ飛礫、全ク我身ニ中ル事不レ可レ有」という「少シ憍慢ノ心」を起こした上人の額に飛礫が当たり、高野山の衆徒達は「サレバコソ」と「ドット笑ヒ」引き上げる。しかし、その事を「心憂事ニ思」つた「覚鑓上人ノ門徒五百坊」が「伝法院ノ御廟ヲ根來へ移シテ、真言秘密ノ道場ヲ建立」し、「其時ノ宿意」が、高野・根來の両寺の「確執ノ心」に結びついている——と語られる。

つまり、覚鑑上人を完璧な存在としては描かぬものの、全面的に否定するわけでもない。そのため、後醍醐帝に非協力の姿勢を見せた根来寺についても、「必シモ武家ヲ蟲食シテ、公家ヲ背申ニハ非ズ」と説明され、高野山と根来寺との宗派的対立の方に視点が移動している。その結果、第一章の「聖運忽ニ開ケテ」という記述は、新田一族の堀口貞満が後醍醐帝に投げかけた「朝敵勢盛ニシテ官軍頻ニ利ヲ失候事、全戦ノ咎ニ非ズ、只帝徳ノ缺ル処ニ候歟」(卷十七)という批判の言葉の重さを超えてうるものとなり得たとも考えられない。

一方、北陸の官軍は、瓜生兄弟達の活躍により、足利軍を悩ませたものの、生存者は、捕えられた恒良親王(春宮)^(注5)を含め、新田義貞・脇屋義助ら僅かとなり、第六章に描かれた人肉食の現実が、官軍の極限状況を如實に語つてのことになる。その中で、第七章において、むしろ唐突に挿入されている「一宮御息所事」は、「一七」^(注6)行に及ぶ長大なものである。因みに、卷四の巻末に載せられている「呉越軍事」は二三九行あるが、これは児島高徳が桜樹に書き付けた「天莫レ空勾践。時非レ無^レ范蠡」の「解説」を兼ねて引用されたものであり、大粹を『史記』^(注7)に拠っている。

一方、「一宮御息所事」については、後藤丹治氏^(注8)は「この話も太平記の作者の頭脳から案出された文學的、小説的な產物であつて、その体を作つたものは實に平家物語であると思ふ」と述べておられ、「源氏物語」「玉鬘」の再現がありはしまいか」との指摘もしておられる。

ただ、御息所の現実の死は、元弘二年(一二三三二)の一宮(尊良親王)^(注9)の土佐配流以前の事であり、「一宮御息所事」そのものが虛構として挿入されたものである。しかし、この段階で、『太平記』作者が虚構を以てしても語ろうとしたものが何であったのかを考える時、卷十七第十四章「金崎船遊事付白魚入船事」に短く記された新田軍の優雅な王朝的時間を拡大しつつ、その対極としての卷十八第六章における新田勢最前線の凄惨な極限状況を払拭し、後醍醐帝の吉野への脱出によって、足利軍との力関係が明確に一つの傾向を見せ始めた官軍(南朝)を哀惜している、と見ることもできよう。

第八章は、卷十六で補正成が正行に予告した「將軍ノ代」についての現実的な枠組みを暗示するものとなつていて。

將軍(足利尊氏)達が居並び、「高・上杉ノ人々」が「山門ヲ三井寺ノ末寺ニヤナス、又若干ノ所領ヲ塞ゲタルモ無益ナレバ、只一円ニ九院ヲ没倒シ衆徒ヲ追出シテ、其跡ヲ軍勢ニヤ可^レ充行」と「評定」^(注10)している場に、「北小路ノ玄惠法印出来レリ」(以下「玄惠」と記す)という突然の登場によつて始まるが、高師直が「此人コソ大智広学ノ物知ニテ候」と紹介し、尊氏が「法印此方ヘ」と招くことによつて、玄惠はこの場面の主役となつていく。

玄惠が「席ニ直テ四海靜謐ノ事共」を祝賀し、「種々ノ物語」に及んだ時、上杉伊豆守重能は玄惠に向かつて、後醍醐帝の二度の山門臨幸を叢山延暦寺が許容したこと否定的に指摘した上で、「武運合天命ニ故ニ、遂ニ朝敵ヲ一時ニ亡シテ、太平ヲ四海ニ致候

キ」と將軍側の正当性を強調し、「有テ無益ノ者ハ山門也。無テ可レ能山法師也。但山門無テハ叶マジキ故候哉覧」と、批判的な言葉を投げかけた。

それに対し、玄惠は一旦は「言語道断ノ事也。閉レ口去、塞レ耳帰ラバヤ」と考えたものの、「若一言ノ下ニ、翻」邪帰」正事モヤアランズラン」と思い直して、「旨ニ逆ヒ儀ヲ犯ス言バヲ留メテ」語り始める。

それは、仏教の日本への伝来を語りつつ、比叡山延暦寺に収斂してゆく壮大な「長物語」であった。その中には、薬師如来が「機縁時至テ仏法東流セバ、釈尊ハ教ヲ伝ル大師ト成テ、此山ヲ開闢シ給へ。我ハ此山ノ王ト成テ久ク後五百歳ノ仏法ヲ可レ護」と釈尊に誓約して、二仏が東西に去つてから「一千八百年ヲ経テ後、釈尊ハ伝教大師ト成セ給フ」と言うような語りも含む説話的解説が続き、最終的には、上杉重能が批判した後醍醐帝の「兩度ノ臨幸」を「窮鳥入レ懷時ハ狩人モ哀レ之不レ殺」と釈明し、「況乎十善ノ君ノ御特アランニ誰カ可レ不_二与申」。譬バ其時ノ久執ノ輩、少々相残テ野心ヲ挿ミ候共、武将忘_二其恨_一、厚恩被_二行_一德候者、敵ノ運ヲ祈ランズル勤ハ却テ一家ノ祈トナリ、朝敵ヲ最愚セン心変ジテ、御方ノ御タメニ無_二武者ト成リ候ベシ_一と、結論を將軍側に傾ける形で、「内外ノ理致明カニ、尽_二言_一」として語られた。

その結果、「將軍・左兵衛督ヲ奉レ始、高・上杉・頭人・評定衆ニ至ル迄」の人々も、「サテハ山門ナクテ、天下ヲ治ル事有マジカリケリ」と感服し、將軍側からは「旧領安堵」をしただけでなく、

「寄進ノ地」を増加させた——との記述によつて、第八章が締め括られるとともに巻十八も終わる。

山門を批判した「高・上杉人々」の「評定」及び上杉重能の辛辣な発言を受けた玄惠の「長物語」は、上杉重能を沈黙させただけでなく、足利尊氏以下の武士達に「山門ナクテ、天下ヲ治ル事有マジカリケリト信仰」させる、まさに全面的否定を大きく全面的肯定へと逆転させる構造を担つたものとなつてゐる。

一見、唐突に見えた玄惠の登場であつたが、「建武三年十一月七日」の日付を持つ「建武式目」の立案者八名の中に「玄惠法印」が含まれている事と重ねて考えた時、異なる意味が浮上してくる。

玄惠について、和島芳男氏は「玄惠が延暦寺の処分に関する意見を求められたのは、この問題について公平な立場にあると信頼されたからであるが（中略）一応比叡山に關係を持ちながら、しかも延暦寺の住僧ではなかつた玄惠は、こういう信賴_二にふさわしい地位にあつたわけである」と述べておられ、村山修一氏は「後醍醐天皇の侍読を勤めたとの説もあるが、やはり持明院統との關係が深く、武家方に重んぜられた漢学僧であることは疑いない。そうした立場にありながら山門存続を主張したのは良識ある文化人であつたことを示し、これに服した尊氏・師直等がまんざら武備一辺倒の野人でもなかつたことを思わせる」と説いておられる。

このような玄惠法印の「長物語」は、「將軍ノ代」の体制が固められていく比較的早い段階において、將軍（尊氏）をはじめとする武士達が、山門（比叡山延暦寺）をいかに認識し位置づけていくべ

きか、といふ」とについての説得力を持つた「答申」であった。つ

まり、「太平記」作者は、卷十八の、この場面で、「將軍ノ代」の
へかくあるべき枠組みの一側面を提示していると言えよう。

注

(1) 引用は、慶長八年古活字本を底本とする日本古典文学大系本

による。ただし、引用に際しては他本も含め、振仮名は省き、
新字体に改めた。

(2) この脱出は、「八月二十八日ノ夜」（西源院本・天正本等の

諸本とも）と本文には記されているが、山門から京都への還
幸を「十月十日」（巻十七）としている事とも齟齬する。

『神明鏡』（続群書類従）も「八月廿八日」とするが、『神

皇正統記』（日本古典文学大系）が「同十一月ニシノビテ都

ヲ出マシシテ、河内國ニ正成トイヒシガ一族等ヲメシグ
シテ芳野ニイラセ給ヌ」とし、「皇年代略記」（群書類従）
が「十二月廿一日癸亥又密出御花山院遷御吉野金峰山」と
するように、十二月二十一日が正しい。

(3) 『京大本 松梅論』（京都大学国文学会）による。

(4) 『皇年代略記』の「後醍醐院」の項に「十一月二日被奉奉

太上天皇尊号」。新帝上御門敷とあり、「光明院」の項に「十一
月二日賢所剣璽渡御」。自花山院被渡 東寺行宮とある。

(5) 「梅松論」は「此城兵糧斷絶以後、馬ヲ害シテ食セシメ、廿
日余堪忍シケル。凶徒等乍生鬼類ノ身トナリケルガ不便ニゾ

覚シ」と記す。

(6) (注1) のテキストに拠る。卷四も同じ。

(7) 増田欣氏の「『太平記』の比較文学的研究」（角川書店）第
一章第三節に詳細な分析がある。

(8) 『太平記の研究』（河出書房）前篇第一章。
(9) (注1) のテキストが補注で「太平記の記事は史実ではな
い」と記すのをはじめ、新潮日本古典集成 新編日本古典文
学全集にも同趣旨の指摘が見られる。この挿話については、
筆者も「尊良親王配流譚をめぐって」（『王朝』第九冊。の
ちに「太平記の説話文学的研究」（和泉書院）に所収）にお
いて考察を加えたことがある。なお村上学氏は「『官御息
所事』・『新曲』・『中書王物語』」（『國語と國文學』第
五十七卷第五号）において、中世小説等を広く検証し、「太
平記」「一宮御息所事」は、いわば当時代流行のプロットを主
要素材として構成されたよう見える」と述べておられる。

(10) 小木曾千代子氏の「玄惠法印の人的環境小考」（長谷川端氏
編「太平記とその周辺」（新典社）所収）に指摘があるが、
『師守記』（史料纂集）第三・康永四年（一二三四五）六月一
十四日の条に「今日雷落北小路玄惠法印邊」（以下省略）の
記事がある。

(11) 「人衆」としての八名のうち「玄惠法印」以外の七名は、
「前民部卿」（日野藤範）・「是円」・「真恵」（是円の
弟）・「太宰少弐」・「明石民部大夫」（行連）・「太田七

(12) 郎左衛門尉」・「布施彦三郎入道」（道乗）・『建武式目』
(日本思想大系『中世政治社会思想・上』岩波書店) 参照。

『中世の儒学』（吉川弘文館）。この著書に収められた「玄
惠法印」の章には、示唆に富む指摘が多く含まれており、
「玄惠は確かに天台宗出身の詩僧であり文人であった。しか
し玄惠が宋学に達し、その首唱者であったという確証は一つ
もない」として、「元弘・建武以来のいわゆる皇家中興の運
動が、玄惠の首唱する宋学的理念で導かれたとする従来の通
説のいわれなきこと」を説かれる一文には、傾聴させられる。
（比叡山史　闢いと祈りの聖域）（東京美術）。

(13)

